政府・自民党の反労働者的政策・諸法案を糾弾し

労働者階級の権力樹立への団結を一層うち固めよ

怒涛

第96号
1974年2月16日
定価　40円
年間1200円（郵共24回）

発行所
東京都豊島区池袋
2―11―2白石ビル
怒　涛　社
電話（982）3312
振替（東京）147121
編集発行人　中川　進

プロレタリア世界革命の旗の下
万国の労働者団結せよ！
労働者共産主義委員会

労働者人民への犠牲を おしつける財政金融政策・搾取収奪の強化と労働者の分断 教育の統制強化を狙う諸法案

ひき続く高物価、インフレ昂進は、昨年十月以後の演出された「石油危機」によって一層拡大された。この事態の中で、資本家どもは、買い占め、売りおしみ、ヤミ・カルテルによる値上げなどによって利潤を飛躍的に拡大し、労働者人民の生活を極度に圧迫した。政府は、「石油危機」の演出を率先して行ない、資本家どもの便乗値上げを促進させただけでなく、物価の値上りの主な原因を、反動的にも賃上げによる「個人消費」の拡大とし、「節約」のキャンペーン、「総需要抑制策」を打ち出すなど、反労働者的反人民的姿勢を露骨に示している。資本家、政府のこうした反階級的反人民的行為に対し、労働者人民の激しい怒りと闘いはこれまでになく強まり、労働者はもとより、生協「主婦団体」など「消費者団体」「年金」や「身体障害者」手当などで生活する人々、などの広範な闘いが各地で展開されている。そして、闘いは、これまで政治的闘いにあまりたち上らなかった部分をもとらえはじめ、隠匿物資の摘発、物資の放出や対政府、対地方自治体への諸要求などの行動として起ち上っている。労働者人民の批判と行動が、資本家階級の利益を代表する政府、自民党だけでなく、企業、商社などの資本家に向けられるという階級情勢の中で、七四年度予算、「靖国神社」「優生保護」「教員人材確保」「教頭法制化」などの反動諸法案が上呈されている今国会においての各政党、及び田中政府の反労働者的反人民的な方策を糾弾し、また六月参院選において宮村氏は重要なことである。労働者階級人民は、大衆的な闘いにおいて、政府と自民党の反労働者的反人民的な方策を糾弾し、また六月参院選において宮村氏を支援して闘いぬこう。

田中政府と自民党は、「緊急石油対策要綱」に基づき、昨年十二月二十二日、いわゆる石油二法を成立させた。また、石油ほしさに、欺瞞的な「中東政策」なるものを発表し、政府特使三木を昨年十二月アラブ諸国に、「今年一月、米に、更に今年一月には通産相中曽根をイラン、イラクなどに派遣し、田中みずからも、一月、ASEAN諸国を歴訪し、「資源外交」なるものを展開した。

これら一連の動きは、「後進国」の資源を武器としたナショナリズムの昂揚（昨年の非同盟諸国会議の決議、アラブ諸国の石油戦略など）という新たな情勢の中で、現在の日本資本主義の基幹産業である石油関連産業の原料や諸産業の主要なエネルギー源である石油などを何としても確保して利潤をあげ、世界の企業との角逐戦にかちぬこうとする資本家どもの意向に応えたものである。

田中政府は、これら「石油対策」なるものの、相前後して、「総需要抑制策」にもとずいた、財政、金融政策を打ち出した。

金融政策においては、十二月二十一日、日銀公定歩合（日銀が市中金融機関に貸出を行なう場合の金利）を七・〇％から一挙に九・〇％へと引き上げ、史上最高の水準でもって、金融引きしめを行なった。これはイギリスの十三・〇％、フランスの十一・〇％につぐ高水準である。この他日銀は、今年の一月一日より一千億円以上の預金残高をもつ普通銀行、長期信用銀行、外国為替銀行の預金準備率を〇・二五％～〇・五％引き上げたり、また今年一月―三月期、各金融機関の企業への貸出し増加額の総ワクを昨年十月―十二月期よりも更に縮少するよう指示するといういわゆる窓口規制を強化するなどして金融引き締めを一段と強化した。

これは、各企業、商社などの買い占め、売りおしみ相次ぐ便乗値上げなどにより暴騰する物価を抑制する政策の一環として打ち出されたものであると宣伝されている。

だが、金融ひき締めによって、企業の資金繰りを圧迫し、物価を抑制するといっても、この間ヤミ・カルテルなどによって値上げをした石油製品、鉄鋼自動車など金融力の強い大企業には、政府公取委公認のカルテルを承認するなど「恩恵」を与えているのである。むしろ、中小企業など弱小企業の倒産が続出し、失業者が増大しており、また倒産しない企業では「不景気」を口実とした一時帰休、季節工、臨時工、パートタイマーなどへ集中した首切り、賃金カットなどの――攻撃となって現われ、結局労働者への犠牲の転嫁をもたらしているのである。

一実際、金融引き締め政策や大企業、商社などによる原材料価格の値上げあるいは供給制限などにより、昨年十二月の企業倒産件数は九百件を越し、今年の一月も八百件をオーバーし、（帝国興信所調べ一八百九件、東京商工興信所調べ一八百二十一件）これにより相当数の労働者が失業に追いこまれている。

財政政策においては、政府は、「物価安定短期決戦」のための「緊縮予算」をキャッチフレーズに、十二月二十九日、四九年度の一般会計予算および財政投融資計画の政府案概算を決定した。これによると一般会計は、十七兆九百九十四億円、財政投融資計画は、七兆九千二百三十四億円で、対前年度当初比でそれぞれ一九・七％増、一四・四％増となった。

労働者人民の政府と大企業に対する批判が激化する中で、田中政府・自民党は今年六月～七月参議院選を考慮し四九年度予算案に①一般会計予算の伸び率（対前年度当初比）を史上最高（四八年度当初予算）の二四・六％から一九・七％にダウンし、また財政投融資計画も同じく二八・三％から一四・四％に減少②民間投資を刺激する「公共」事業費の伸び率を同じく三二・二％からゼロにダウン、③国鉄運賃、消費者米価の値上げを半年間凍結、④一兆円余の減税などを盛り込み「緊縮予算」なるものポーズを示した。

だが、政府、自民党、財界、マスコミなどの「緊縮予算」「物価抑制」なる大宣伝にもかかわらず、一般会計の伸び率は過去二十年間の中では、高い方から五番目なのである。そして、戦後最大といわれた六五～六六年の「不況期」に「景気刺激」をめざした四一年度予算の伸び率よりも高いことからみれば、「緊縮予算」なる主張のデタラメぶりは明らかである。

「物価抑制」などといっているが、実際は、「物価値上げ」につながる要因である国債大規模発行を維持しているのである。赤字国債発行額は、依然として二兆円を上回る水準を維持して（国債発行は四十六年度から一挙に一兆円の大台をこえ、四十七、四十八年度ともに二兆円台の水準を維持し、歳入に対する依存度も一～二割を占めている）おり、逆に、インフレ促進の一因を果している。

また予算支出項目の中でも防衛関係費は前年度比一六・八％増一兆九百三十億円で（前年度並み）はじめて一兆円を超え、財政拡張――インフレ昂進という同じ役割を果しているといえる。

「公共」事業費の伸び率ゼロにしても、財界の一部から早くも出始めた「金融緩和」「景気刺激」の要求と結びつき、年度中の追加予算の可能性は大いにある。昨年の土地投機、買い占め、売りおしみ、物価暴騰などによる「経済混乱」で、列島改造論に基づく高度成長路線の一時的調整を余儀無くされたとはいえ、福田の「安定成長路線」なるものも、資本家階級とりわけ独占資本の利益を代表するものであり、反労働者的反人民的なものに変りはない。

田中政府は選挙戦目当てと労働者人民の闘いをそらすために「二兆円減税」を売りものとしていたが、「総需要抑制策」を基本として予算を組む中で結局、票が逃げないための中間層対策と「高額所得者」のための二兆円減税をうちだしたのである。「給与所得控除の拡充による減税分が、所得減税額全体の五八％も占め」（朝日新聞十二月二十二日）るといわれるが、いわゆる「自然増」で増収した税の一部を減税するものでしかなく、高物価の続く現在では、結局帳消しにされ、とても減税などといえたものではない。しかも相変らず、不労所得などを有する「高額所得者」にとって有利な体系になっているのに変りはない。

田中政府は、前国会から継続審議になっていた「靖国神社」「優生保護」「教員人材確保」「教頭法制化」の反動諸法案や国土総合開発法案、宅地開発公団法案「雇用保険」法案など労働者人民の収奪、搾取強化の諸法案を上呈している。また、今年の八月に期限切れになる大学臨時措置法に代えて、新たに「新大管法」の提出の策動をはかっている。

労働者人民は今国会に上呈されている反動諸法案、収奪搾取諸法案粉砕の闘いを強めることが重要である。

政府、自民党は「教育問題」を重要視し、参議院選挙に向け、国会内外での一つの焦点にしようとしている。田中は、一月のASEAN諸国歴訪時に痛撃された「反日暴動」について、日本資本主義の経済侵略に目をつぶり、「日本の若者が海外で行儀が悪かったからだ」といい、道徳教育の重視、日教組批判などを展開していくといっている。また今年の自民党大会の運動方針の中でも、「日教組が戦後の教育を混乱させ、道徳教育を軽視しているために利己的な人間がふえて他を顧りみない社会風潮を生み出している」といって「教育の正常化運動」なるものを進めることを決めている。また、自民党のより一層の右傾化を狙う青嵐会も、教育労働者の活動に敵対し、反共産主義の宣伝をホブル層などに浸透させようと策動している。政府、自民党の「教育問題」を一つのテコとした労働者人民への反共産主義イデオロギーと反動的敵対の強化に断固とした闘いをもって粉砕しなければならない。

教員人材確保法案は昨年十二月二十日、衆院文教委で、自民、民社だけで強行採決され、一月二十四日の衆院本会議で採決される予定が見送られたままになっている。それは、昨年十二月の日教組、指導部の反動的なスト収拾段階で、文相奥野と日教組槙枝の間でかわされた覚書き（①五段階評価を意図しないことを明らかにするため、法案の一部を修正する②同法案を小、中学校職員だけでなく、高校と幼稚園の教職員にも適用するとの付帯決議をする、など）を、自民党が無視したためである。現在の同法案が"毎年一〇％ずつ教員給与を引き上げ、他の一般公務員より優遇することで教職に人材を確保する"として、一部にある教師の聖職意識を助長して、他の労働者と分断、支配の強化、五段階評価の賃金体系の持ち込みなどをはかるものであることは明らかである。このことをみれば、日教組指導部のいうように、小中教員だけでなく、他の教育系労働者に適用拡大されだとしても、この方針は同法案にかける支配階級の反動的意図を粉砕したものとはならず、反階級的なものである。

昨年「筑波大学法」を強行成立させ、・筑波大学闘校をおし進めている政府、自民党は、「新大管法」成立の策動とともに、筑波大学方式の大学管理運営を広島大学総合科学部、北海道大学法学部の学部改組等の形で実施しはじめつつある。

また、「教師は労働者である前に教師であるべき」といった反動的な教員養成を目的とした教員養成大学、高等専門学校卒業生を中心に、民間技術者の資本の要請に見合った「再教育」と技術指導者養成のための技術科学大学院大学、青年労働者、婦人を対象にした「放送大学」などを五十一年度から発足させるのをメドにして、学校教育法の「改正」を策動している。そして、四十九年度予算においても、教員養成大学一校、技術科学大学院大二校「放送大学」創設のための準備費をすでに盛り込んでいる。

この三種の新大学と新たに設立される地方医科大学（すべて単科大学方式をとることになっている）は、中教審路線に沿って、筑波大学方式あるいはそれに準じた大学管理運営の体制をとることが策動されている。

田中内閣の看板ともいわれている国総法については、この間、地価騰貴、インフレ昂進に激しい怒りをもった労働者人民の闘いをそらすため、自民党の一部には今国会での成立を"断念"する気配があるとマスコミはいっている。だが、田中内閣の同法成立の姿勢はかわらず、たとえ部分的な修正を行なっても通そうとしている。

建設省は、今国会で国総法が通らないでも四十九年七月をメドに発足するといわれる宅地開発公団の法的措置として、宅地開発公団法案に関連して、大都市地域宅地整備特別措置法案を提出する。これは同公団が発足しても、国総法が成立しないと事業活動ができないため、それに代替するものとして大都市地域宅地整備特別措置法を成立させ、用地取得を可能にさせることを狙っている。列島改造論は一時的部分的な繰りのべがあるとしても、一つ一つ布石を打って行くという反動的姿を露骨に示したものである。

大企業、商社などによる買い占め、売りおしみなどによる原材料の暴騰、金融引き締め政策などにより、首切り合理化攻撃が強化されている。

演出された「石油危機」（便乗値上げの口実に使われた）などにより、日産自動車では十月から二〇％減産を口実にして季節（出稼ぎ）労働者の採用中止や残業取りやめ、土曜休日などによる実質的な賃金カットを始めた。

こうした首切り、帰休攻撃が強化される中で、田中政府は、二月八日、失業保険にかかわるものとして、「雇用保険」法案を国会に上呈した。

これは、①失業保険の対象外とされていた農林水産業や零細企業にも適用する。②失業保険の給付日数を年齢によって段階つけ ③出稼ぎ労働者に対しては、失業保険給付金の三十日程度の一時金支給に切りかえる。④出稼ぎ労働者の保険料負担を普通の労働者の一・五倍にする、などを内容としたものである。

現在の階級矛盾のしわ寄せを最も受けている出稼ぎ労働者への集中的切り捨て攻撃と、労働者の実際的失業にも金を短期間しか出さなかったり、悪い条件でも無理矢理に就職させようとするなど資本家どもの「雇用調整」を円滑にするものである。そして、労働者への分断支配と労働者総休の低賃金を維持強化を狙うことがめざされているのである。

労働者人民は、田中政府反人民的な財政金融政策を徹底的に暴露し、反対するとともに、今国会に上呈された反動的諸法案、収奪、搾取諸法案、絶じて、労働者人民への攻撃を強め、資本家とりわけ独占資本の利益を強化する田中政府の策動を粉砕しなければならない。

集会・闘争短報

▼二月二十三日、逗子・池子弾薬庫闘争、主催、実行委員会、午後一時・場所逗子図書館。

▼三月三日午後より、アジア人民の反日闘争連帯集会（仮称）。於、文京区民センター・主催、実行委員会。

▼三月四日、本山闘争支援東京集会。於・芝公園・夜六時。主催、本山闘争東京支援委員会。

狭山闘争——二月七日

日共の正常化都連結成策動と革マルの反動的介入に対決し

一万二千余が決起！

二月七日、東京・日比谷小公園に、昨年11・27再開公判時の一万五千名にちかい部落民・労働者学生などが参加して「狭山差別裁判糾弾」の闘いが行われた。

この日、法廷では、検察側の論告が行われたが「第一審の死刑判決が正しい」だのと反動的見解を示し「弁護団側の六つの鑑定書」に対し非科学的なケチづけによる反論を行っただけ。弁護団側は有利な感触を得たという。

集会では、解同都連から、「部落解放・同盟正常化・東京都連絡会議」を結成する策動を日共がおこなっていることが報告された。報告によると解同都連は、二月三日彼らの会議に対して抗議闘争をおこなったが、「正常化都連」は機動隊をよび会場を防衛させ都連の数名の仲間を負傷させるという反動的な敵対をおこなったという。

またこの日、革マル派が、七〇〇名でもって「狭山闘争」などといって日比谷野音に集会をかまえた。彼ら革マル派は狭山闘争の場が実現されたあとで、「部落解放運動の革命的推進」とかいって介入してきたのである。彼らが今頃になってはじめて登場したことにみられる姿は「部落解放」の闘いというよりも「ためにする党派闘争」の御都合主義的姿という現実を暴露しただけである。

いうまでもなく、これまで部落解放の闘い、「狭山闘争」を闘うこともなかった彼らの登場を、解同を中心とする部落民が受けいれる筈もなく、千名以上の集会防衛隊が組織され、彼らの敵対から集会と闘争を防衛したのである。

まさに、この日の闘いが、昨年の11・27闘争の結集に必敵する結集をえたのはこのような日共と革マル派の反動的な敵対を排除することが部落解放闘争の前進に不可欠なものと確認しているからである。

労働者人民は、日共、革マルの反動的な対応と対決し、狭山闘争の勝利にむけて団結を一層強めることが要請されている。

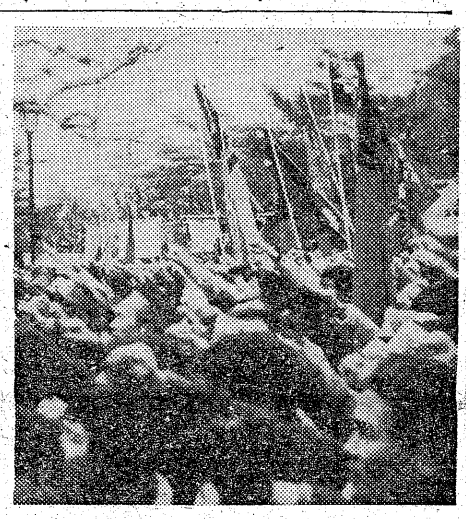

革マル派の「狭山闘争」方針の融和主義と経済主義

革マル派の「狭山公判闘争」論は全く、経済主義的なものにいろどられたものである。

革マル派は「全学連」「反戦」によるはじめての「狭山闘争」への参加のために「解放」二九五号と三〇〇号に「前尾罠」「大道罠」による駄文をのせている。これは革マル同盟員と革マル派系の大衆組織員が運動組織戦術の「場所的適用」をあやまらないように書かれたものであるが、〝革マル派同盟員を作るためにのみ、狭山闘争に参加する〟ことを暴露したプロレタリア解放闘争における経済主義である。ばかりでなく、「部落民」としての闘いを否定し「部落人民」という言葉を敢えて使い、〝部落解消〟＝融和主義を露呈することによって、部落完全解放とプロレタリア解放の闘いをおしとどめるものでしかない。

まず第一に、「部落解消」論＝融和主義は、文章のあちこちにあらわれている。彼らは「部落民として部落民」の立場からの糾弾闘争を否定し、これまで解同が批判してきた「部落人民」という造語を敢えてつかい、「狭山差別裁判」を「部落差別を利用した階級的攻撃」だなどということに一点にことの本質をきりちぢめている。すなわち、ブルジョアによるプロレタリアへの攻撃だというのである。これは〝部落差別は支配階級が行っているものでなくすでに社会的にあるもので支配階級は「社会的にある部落差別を利用」したのであって、本質は、プロレタリアへの攻撃だ〟というのである。この論拠は、したがって「部落民としての部落民の糾弾闘争」は必要ではなく、すなわち「プロレタリア解放闘争の一環」として闘うことが必要だという結論に必然化するのである。革マルは、まさに「政治主義的」（これは彼らが日共や中核を批判する時に好んでつかう言葉）に「部落解放同盟」を利用しているのであって、「解放同盟」が部落民として独自の立場にたって闘っている現実を内心で否定しているのである。彼らは昨年十一月二十七日の再開公判闘争後の「解同の方針」が変ったと大騒びしている。「七〇年期における狭山闘争が、『一般労働者』と自ら区別した『部落民としての部落民』の立場からの糾弾闘争として展開されていたのとは異っているということである」何が異っているかというと、「労働組合が取りくんだ」ということであり、これを解同の方針転換の結果と見ているのである。

これが革マル派の「革命論的＝組織論的追及」というものだそうだ。

革マル派に人民を導くための革マル指導部の革マル下部に対する思いやりある方法であるが、こんな技術を党派性とする錯倒した論理によってのみ、狭山闘争に介入してきたのである。彼らが十一年間にわたって狭山裁判を「差別裁判」として見ることもできず、政治的態度しない教条主義者としての「革マル主義者」が残るだけである。

かかる「革マル主義者」は、一方ではからびた教条の運動組織戦術上の適用主体であるという独善性を固定化する反動的なものなのであるが、他方で「解明」などという言葉によって発展が保障されているかの如くマヌーバーによって革マル観念論を維持している反動的なものである。

革命的労働者は〝革マル派が〝自分は融和主義ではないのだ〟といいつつ、その実、現在的に解同としての組織化への否定にもつながる構造で「運動組織戦術」をうち出している反動性をつき出して闘う必要がある。

反動性の第二、

「部落解放運動の永続的推進の構造」なるものにおけるあやまりである。このあやまりは、部落解放やプロレタリア解放という経済闘争をもってしては決して実現しえないこと、市民的諸権利の獲得をプロレタリア革命における端緒的任務の一つとして位置づけ、プロレタリア解放闘争の一環として部落解放運動を推進しなければならないことを過程的に明らかにし、③かかるプロレタリア革命にむけた革命運動の場所的推進、その担い手へと部落人民を高め組織していくという実体構造の解明としてなされなければならない」という問題を提起されたということを反省することもなく「部落民の闘いでなくプロレタリア階級の闘いだ」などと盗人たけだけしい空さけびをしているのである。これが、そして融和主義でなくて何であろうか。

労働者階級解放闘争のために闘う組織であるわれわれ労共委は、①部落民が部落民独自の組織を形成し、闘うことの社会的必然性が存在することを確認し部落完全解放のため支配階級と闘うことだけでなく、人民内部の差別一切と闘うことが、労働者解放闘争の前進の条件であることの部落差別は現代においてブルジョアジーがプロレタリアートを支配する上での方策にもなっていることを確認し、部落完全解放がプロレタリアート解放の不可欠の課題でもなければならない、という視点にたって、解同の支配階級との及び社会的差別との闘いに連帯して闘い、解同の支配階級との及び社会的差別との闘いに連帯して闘い、利のための「行政措置要求」とってきたのである。

革命的労働者は〝革マル派が諸権利の獲得をプロレタリア革命における端緒的任務の一つとして位置づけ、プロレタリア解放闘争の一環として部落解放運動を推進しなければならないことを過程的に明らかにし、③かかるプロレタリア革命にむけた革命運動の場所的推進、その担い手へと部落人民を高め組織していくという実体構造の解明としてなされなければならない」

革マル派の「部落民としての部落民の糾弾闘争」は必要ではなく、すなわち「プロレタリア解放闘争の一環」として闘うことが必要だという結論に必然化するのである。革マルは、まさに「政治主義的」（これは彼らが日共や中核を批判する時に好んでつかう言葉）に「部落解放同盟」を利用しているのであって、「解放同盟」が部落民として独自の立場にたって闘っている現実を内心で否定しているのである。彼らは昨年十一月二十七日の再開公判闘争後の「解同の方針」が変ったと大騒びしている。「七〇年期における狭山闘争が、『一般労働者』と自ら区別した『部落民としての部落民』の立場からの糾弾闘争として展開されていたのとは異っているということである」何が異っているかというと、「労働組合が取りくんだ」ということであり、これを解同の方針転換の結果と見ている。

彼らは、われわれが、すでにはるか以前に大衆運動における「公正裁判要求」の批判を出し「公正裁判要求への歪曲をなくしてきたことを部分的にかすめとり、「公正裁判要求」の階級的高揚をかちとれ」「狭山差別裁判粉砕・有罪判決粉砕の革命的実現を」というかけ声を唯一の「党派性」として介入しようとしている。

だが、彼らの方針は、あちこちでボロをさらけ出している。

われわれは石川氏や弁護士が法廷において、検察側、裁判官と対決し、石川氏が無実であることを論証するすべての物証をもって反証する闘い、鑑定書採用の闘い——いわば「公正裁判要求」の闘いを推進することが重要であること、そして、延外大衆闘争をすすめるものはそのような、石川氏や弁護士の闘い判所を機動隊によって防衛して推進する支配階級と闘いを、法廷闘争に従属する形でなく展開することが必要であることを提起したのである。すなわち「公正裁判要求」の運動に堕すことなくたたかうことだが、「のりこえ」運動による意識の高度化を推進することを党派性とする観念論者＝革マル派は、さまざまな組織の区別性もなく、空文句的スローガンを石川氏、弁護士、解同、労組、党派のすべての共通の実践としておしつけているにすぎない。

彼らは、自分の硬直した考えの破産をとりつくろうために、最後に「差別裁判糾弾の闘いを法廷闘争においても貫徹すること」が、公判闘争の焦点」などとのべているが、これは何のことはない、革マル派が法廷で公正裁判のために闘うことをのべているのであって、批判の対象とした解同内の一部分と三七歩百歩のやり方なのである。

また、彼らの破産は、「狭山差別裁判の階級性」という政治的態度にもあらわれている。彼らは「部落差別を利用した階級攻撃といっておきながら〝狭山裁判の階級性〟ともいえず、他方で〝狭山裁判の差別性〟ともいえず、その実践的方針こそあいまいなものにし、運動上の破綻を糊塗しているのである。

われわれはこれまで融和主義はもちろん〝侵略のための差別裁判〟とか〝プロレタリア解放なくして部落解放なし〟とかいう見解を批判し、またただ単に資本主義の危機の焦点として狭山問題があるかのように語って狭山闘争を投機的な運動にすることに批判する見解を提起してきたが、改めて介入してきた革マル派の反動的やり方を暴露して闘うことが必要である。

（K）

2.11 建国記念日反対の

高校生集会かちとられる

関東地区の高校生による二月十一日の「紀元節復活＝建国記念日粉砕、中教審路線実質化阻止総決起集会」が百名の結集のもとに圧倒的にかちとられた。

東京の宮下公園に結集した高校生の集会では、基調報告、各高校からの闘いのあいさつ、連帯団体あいさつ、アピールが行われ、そのあと政府・文部省へ向けデモを展開し、「春闘」への連帯、狭山差別裁判糾弾、中教審路線実質化阻止の意志を断固として示した。

集会では、埼玉高社研、教育大附属高、商高校などの各校の高校生からいきいきとした闘いの報告と決意表明が語られ、また各地からの連帯のアピールが寄せられた。

関東地区の高校生は、関東高連（連）を組織しているが、もっと多くの高校生を組織し、高校生運動の再編統一をめざしている。

日共、解同都連の分裂を策動——解同が粉砕行動へ

日本共産党は、部落解放同盟東京都連の分裂を策動している。部落解放同盟東京都連は、昨年十二月二十二日、東京都に対し同和行政の窓口一本化を獲得した。その際、十七時間にも及ぶ断平たる闘いによって かちとったものを、「深夜におよぶ暴力的交渉」とか「異常な事態」（「正常化都連」の「結成趣意書」）とか規定し、部落民の立場にたつことを否定し、支配階級の代理人＝東京都庁官僚の立場になりさがって、都連を攻撃するという恥しらずな策動をおこなってきた。一月七日彼らはこっそり「部落解放同盟正常化東京都連準備会」なるものをつくり、この二月三日、「正常化都連」の結成を試みたが、解同に抗議され結成に失敗し、今、躍起となって会場さがしをおこなっている。彼らは、都連に対し、「朝田一派とトロツキスト暴力集団」だというデタラメな規定をおこなっているが、彼らが「規約」に違反し、分裂を策動しているのだというまされもない事実を蔽いかくし反動的な敵対をしている。解同都連は、「解放新聞」の「東京版」を発行し、この組織の解体のために断乎闘っていこうとしている。

2・3 狭山闘争連絡会議

現地を調査訪問

―石川氏の無実を一層確信―

二月三日、東京東部地区で組織されている狭山闘争連絡会議の呼びかけにより、松戸反戦、北部政闘委、東水大全戦、工学院大政問研なども呼応し、狭山現地調査が行なわれた。

調査は、警察が犯人を取り逃がした佐野屋附近、善枝さん死体発見場所といわれている所などを重点に行なった。調査団は、最後に石川氏の家を訪問した。石川氏の御両親から当時の情況の説明とこの間の闘いの報告などを受けた。

調査団は「ますます石川氏が無実であることを確認することができた」と語っているが、この調査を踏え、二日七日の公判闘争への意志統一を固め、闘いの一層の前進を確認した。

法制審「人質強要」罪など決議審議終了まぢかか

次回法制審へ七・七連協などが3・1闘争よびかけ

法制審の「改正」刑法案審議は二月八日総会で、各則二十九章から三十二章までの審議と採決を行った。（「名誉棄損罪」は審議のみ）

この中で、重大なのは、「人質強要罪」であり、成立事情（金嬉老事件やハイジャックなどを口実としている）からみて、被抑圧人民の政治的闘争を抑圧しようとする意図に貫れたものということができる。

このほか、「被保護者姦淫」罪や、「名誉棄損罪」の強化なども大きな問題をはらんでいる。

次回審議会は三月一日であり、この日に審議終了との予測も行われている。救援連絡センターや、七・七アピール連絡協などはそれぞれ粉砕闘争を全力でとりくむ。

戸村選挙情報

▼二月二十二日「春闘・三里塚闘争勝利・戸村一作に連帯する東京集会」午後五時三〇分、於品川公会堂（大井町下車）主催、「連帯する会」

▼一月三十日千葉県松戸で、「松戸連帯する会」が結成され、松戸地域の労働者人民への参加がよびかけられた。二月二十三日には映画「辺田部落」（小川プロ作製）を上映し集会をひらく。

「国内犯」で弾圧うちだす

在クウェート大使館占拠に日本警察が

商業報道によると、警察庁は、「在クウェート日本人大使館占拠事件の捜査方法について検討した結果、被害者が日本政府とその関係者であるため、犯人全員（日本人以外も含む）に逮捕監禁強要容疑などを適用、国内犯として捜査を始める方針を固めた」（「毎日」二月七日）という。

クウェートでの「事件」が「国内犯」になるというのは、国境をこえて外務省にテレックスを打ちこんだので、日本国内で「強要」をしたことになるという口実である。日本警察はすでにパレスチナにかかわる闘争で、何度も刑法の「国外犯」規定を適用したと称する不当捜索や、外事警察の国外派遣をくり返してきているが、今回のように国外の政治斗争に対して無理矢理に「国内犯」規定もち出しても日本国家権力が弾圧するというのは、最近の警察の国際的＝侵略的性格の拡大の大きなステップをなすものである。

「改正」刑法草案の国外犯の拡大などの策動に展望的にみられるように、日本帝国主義の国外での利権を刑事法的に保護しようとする動きが警察当局によってとられているが、今回の在クウェート大使館への攻撃を弾圧しようとする策動はまさにその一環である。

「被害者が日本政府とその関係者であるなら」という口実は、あらゆる反日斗争に適用しうるものであり、全く帝国主義的な対応である。わが委員会はこの種の弾圧の極度の反動性を指摘し、抗議の声を集中していくよう訴えたい。

エリトリアの労働組合運動

エリトリア解放戦線（ELF）は最近、戒厳令のひかれている首都アスマラでの将校クラブ攻撃など、各地での戦闘で成果をあげた。ELFはエリトリア全土の主要国道を制圧し、また、エチオピアの軍事センターに対する大きな戦果をあげた。

これらの軍事的成果のほかにELFは、エリトリア労働総同盟の結成と建設を援助してきていたが、最近の総同盟の会議のよびかけを次のように伝えている。

エリトリア労働総同盟（ETUF）の代議員会が昨年八月、解放地域内で開かれ次のような声明を発表した。（エリトリア解放戦線機関紙アドバンスによる）

わが戦闘的人民大衆諸君、

一九七三年八月三一日―九月五日に解放地域で開かれたエリトリア労働総同盟の代議員会は諸君に対しこの声明を発し、革命の民族民主諸勢力と積極的に連帯する総同盟の確立事業でエリトリア労働者階級が勝利するであろうことを確信する。

諸君の代議員会は、エリトリア労働者階級の当然の前衛的任務、そして内外での解放闘争に対するすべての挑戦に対決する行動勢力としての地位を確認した。

このわが革命の歴史的かつ重大な転機の意味を理解するものは、大衆の成果を完遂をめざす労働者階級の一般的役割を知っているのである。

われわれが、代議員会の決議と綱領のまわりに結集することと、また、えらばれたETUFの指導者を支持することは、民族と階級の最終的目的への到達をかちとり、闘争を前進させるために組織的統一を守る唯一の保障である。

そのような歴史的役割に対する労働者階級の明確な意識は、その闘争の途上でのいかなる障害に直面しても闘争を強めるだろう。

ETUFの代議員会は諸君によびかけたい。エリトリア労働者階級に連帯すること、また、民族民主戦線の成立に到達するための基礎を強化するために、エリトリア労働者階級を支持することを。

代議員会は、この会議に与えられた支援に対してアラブの労働組合連合、その他の国際的労働組合連合の名誉ある立場を讃える。

さらに、この会議の決議を実行するためにETUFとそのえらばれた指導部を通じてエリトリア労働者階級と連帯することを彼らに要請したい。

アラブと世界の労働組合の支援は、国際帝国主義、シオニズム、エチオピア傀儡反動体制に対決する上で貢献することはうたがう余地はない。

エリトリア労働者階級団結万才！

民族の団結万才！

エリトリア解放戦線万才！

国際労働者階級の闘いに勝利あれ！

帝国主義の陰謀に対決するすべての闘いに勝利あれ！

五百名以上の組合員をもつ労働組合の執行部が、きわめて「少数」の闘う労働者の活動に、戦々兢々としている。それもその筈、組合の執行部は、ごくあたりまえの労働者の要求である組合結成の動きにあわてて会社が作った組合であり、労働者の要求をねぎり闘いを鎮静するために作った組合の執行部だからである。表面的には「数名」にみえる活動家におびえ、毎号の「組合ニュース」の半分以上をこの「数名」にみえる活動家批判のためにさき、執行部への直接の要求を代議員会をとおさないから規約の精神に反するなどというデタラメで、「組合員としての権利を停止」するなど大わらわだという。

編集局は、社、共ともまた異った反動的な指導部をもつ組合での闘いを、この組合で闘う労働者に語ってもらった。

――組合から「権利停止処分」されているそうですね。

――ええ。昨年の十一月「組合としてインフレ手当の要求をすべきだが」という質問状を連名で執行部に出したところ「職場の代議員をとおして出せ、稟議を欠くから受けつけられない」などといわれました。そこで代議員会に問題を提出すべく傍聴を要求したのですがこれを彼らは「乱入」などとよびわれわれを排除し代議員会議長の排除行為への追求に対しては「暴力行為」などというデタラメをならべたてて査問委員会を設置し代議員会で四名に対し九〇日（一人は七五日）、権利停止処分をおこなってきたのです。

でも、われわれは、処分されたもの四名の連名でもってことの真相を全労働者に明らかにするためと幹部に対する批判などをこめてビラを出しています。工場へのバス停や工場の門でまいているのですが、ビラをよく受けとってくれます。そうすると、組合の委員長が、バスの中でビラを回収してまわっているありさまです。よほどこわいらしく……。実際、労働者の利益ということに徹しているわれわれの主張が、独善的なものではないことは明らかなのですから……。

我々四名への処分は、規約にもとずかないものであり、その趣旨が、反労働者的なものであるために却って彼らの姿をすべての組合員にさらけだしてしまったようなものです。しかも、ニコポン方式や金で買収したり、おだてた代議員の意志などというものが長く続くわけはないのです。

執行部は「おまえらみたいなのが増えてもらっては困るからわれわれも教宣に力をいれるのだ」などといって組合ニュースの半分をさいて、我々への批判を行っているのです。

――組合執行部はどんな批判をあなた方に行っているのですか。

――ウソとデタラメにぬりかためてその上、他の労働者に恐怖をいだかせるようにわざわざしむけた批判をつくりあげ、「暴力分子」「過激分子」よばわりしているのです。

もっともげっさんなのが、我々を処分することになった「インフレ手当」の件です。彼らは、われわれを排除した、代議員会でわざわざ「インフレ手当を要求しない」ことを決定し、執行部は「労使関係をこわさないためにも要求すべきでない」とまでつけ加えて職場にふれまわったのです。われわれがその後もビラを出すと「統制違反」などとおどかしていたのですが、十三月、突如、会社側が「金一封」という形で、労働組合の頭ごしに各労働者に「インフレ手当」とおぼしきものを出してきたのです。彼らは、涙をしてうけとったそうですが、「金一封」を出すに及ぶや、十月に執行委員長が会社に話していたのだなとデタラメを書きたて、配分額が一方的に会社側できめられてきたことは分派（＝彼らはわれわれを分派とよんでいる）のせいだなとと誰しも信用することのないデマを流しているのです。会社側の意図は、われわれの執拗なビラまきなどで現場労働者全体の声になってはと安じて、組合執行部へのたすけ舟と思って、「金一封」を出したのでしょうが。これがまた、会社おかかえの組合執行部の無能力を露呈させることになってしまったのです。

また、われわれが、仙台の全金本山の闘争についての紹介をのせると、早速、「全金本山の闘い」を官憲や同盟、日経連などを通じてしらべ、「暴力事件をひんぱんにおこしている二〇〇人の組合」などと書きたて、ブルジョアマスコミすら書かざるをえなかった暴力団ガードマンを本山資本が雇っていることを一生懸命かくさざるを得ないような始末なのです。そして「階級闘争至上主義反対だ」などと言って会社のいなりに行動し、われわれのように、資本とはっきり区別された労働者の利益を追及する部分を組合職場から放逐するために活動している。こういう部分の化けの皮は、われわれ自身の系統的な活動が強められれば強められるほどはがされてきているのが現状です。

右派は、われわれを「分派」よばわりして職場の大衆との分断をはかっているのですが、われわれの行動が、徹底して労働者の利益を守るということから離れないものであれば分断は不可能であるということを基本におさえつつ行動しようと思っています。

――組合が極度の右派のわけですが、経済闘争の戦闘的展開、政治的闘いの組織化などはどのように取りくまれていますか。

――われわれは、いうまでもなく、闘争戦術においても、組合指導部に対して批判的です。すなわち彼らはストライキなどを打つべきではないとはじめから考えているのですから、われわれが批判するのもあたり前です。だが、「闘争戦術」において彼らが右翼的である根拠は、企業において労資協力してこそ労働者の生活が守られるのだという資本家の立場にたっていることにあると思うのです。

労働者の賃金や労働条件などは、労資の力関係によってのみ決まるのだということを否定しています。はじめから妥当な賃金額がきまっているかのように、企業の支払能力論や、会社がかせいだ売上げ額の分け前論的に考えていることによっているといえます。だから、われわれは、経済闘争の戦闘的展開が必要なのですがそれは、決して、闘争戦術面だけでいいうるものではないと思います。闘争戦術における前進も要求や抗議の階級的性格にふまえられて一層促進されうると思います。

だから、われわれは、組合の中での右派との闘いを執拗に追及しようと思います。

だが、このことは、決して企業組合における活動に自分達の行動を限定しようということではありません。労働者の階級的な闘いは、かならず企業の枠をこえて労働者階級としての団結を求めるのでなければならないと思っています。

産業別の共闘ということは、企業間競争に労働者をかりたてる資本の攻撃をうちやぶるうえで必要なことと思うが主として経済闘争になる傾向をもつと思うのです。したがって、労働者階級の政治的闘いということになると、全人民的立場にたって地域別、課題別などで共闘を組織し、さらに全国的な共闘をも追及することが、非常に必要になると思います。われわれのビラには、そういう意味で、本山闘争への連帯活動や、政治的な問題も訴えていこうと思っています。組合にも提起しながら、かつ階級的な視点にたった部分の闘いを強めつつ組合への逆作用もつよめることが必要だと思いますので……。

――労働者の経済的実際的闘い、たとえば、あなた方が、「労働者の団結で生活防衛」といっている闘いと、労働者階級へ解放の闘いということについてはどんなように考えておられますか。

――労働者の実際的経済的闘いというのはそれ自身どんなに徹底して闘っても、やはり、よい労働条件の下で労働力を高く売るということにとどまり高い価格での賃金奴隷の立場以上にでるものではないと思うのです。この闘争における労資のきびしい衝突は、社会主義的な意識が生れる契機であってもそれは、その人が社会全体や資本主義的な生産様式を広い視野にたってみおした結果であって経済闘争の戦闘的展開の直接延長線上に、労働者の解放の闘いがあるなど考えてはまずいと思います。こんな考えをもつと、労働組合に「賃金制度の撤廃」のスローガンや「社会主義」のスローガンをいれさせれば左翼的であるかのように、思いこんで、労働者階級の解放闘争をおしすすめる政党の運動を喪失してしまうか、または組合へのフラクション活動にせばめてしまうのではないかと思います。あるいは、逆に、組合をひきまわしたりする結果も生まれると思います。労働者の解放闘争の前進において、労働組合が階級的に強化されることは重要な基盤であると思います。でも、労働組合の階級的強化だけが解放闘争の前進ではないと思います。

ということは、今の情勢の中で、労働組合の活動も、闘争委員会的活動も、政党の活動もどれかひとつが他を排斥するのでなく断乎として追及されなければならないのではないかと思います。

組合を、会社の肝入の執行部から解放して大衆の創造性を十分組みこめられる組織に変えていくこと。組合が右翼的である場合、闘争委員会を組織し、地域同一産業の労働者と共闘しつつ政治的闘いを組織していくことが重要だと思っています。

私達は、標力、問題を具体的にたて、もっともっと地域的産業的共闘を強め職場での闘いを作っていきたいと思っています。

会社肝入り指導部に対決する金属民間組合での闘い――報告

救援連絡会議声明の記事について

――怒涛編集局

前号掲載の弁護団会議襲撃への救援連絡会議の声明（要旨）はほぼ「全文」掲載ですが若干部分の表現が公表声明全文とくいちがっています。なお、趣旨は異っていません。この点をお知らせして、今後もできるだけ正確を期したいことを表明します。

「怒涛」申込連絡所

怒涛社の出版物は、次の連絡所でも扱っていますのでお申し込み下さい。

神奈川　TEL（〇四五）四四一―五六六四松本清あて

静岡　静岡郵便局私書箱三九八号社会思想研究会あて TEL（〇五四二）四五―八六三九

沖縄　那覇市東郵便局私書箱二〇九六号東江進あて

「戸村選挙に対する労共委の見解」

がパンフレット（A5版50頁）で発行されます。三月上旬発売予定 予価二〇〇円。

（四めんから）

低限をもうけ規制するものである。現在の日本の「最賃制」は地域別に行われる業者間協定を基礎としており、ほとんど効力のないものである。全国一律最低賃金制を実質的なものとしてかちとる要求は一層発展させられなければならない。

五、労災・職業病追放・補償の要求

職業病の拡大、労働災害の重大化という中にあって、労災・職業病を出させず、労働者の精神的、肉体的磨耗を防ぐ闘いはきわめて重要となっている。労災、職業病を出させないことを基本とし、労災、職業病のいんぺい策を粉砕して闘い、資本家の負担による補償を最後まで貫徹させることが必要である。そして「労災は労使の協力でできる」という思想に対決して、闘いの中で労働者の生命と生活の安全をかちとってゆくことが必要なのである。

六、婦人労働者の低い権利と差別に対する闘い

婦人労働者に対する不当差別と育児休暇等の低い権利に対する闘いを強め、パート労働者の差別分断などと闘い、保育所など実質的諸条件をもかちとるよう闘わねばならない。

七、解雇反対・雇用・停年制などの闘いについて

政府の金融ひきしめ政策の中で、企業倒産や、一時解雇の大量発生の可能性は消えていない。解雇や失業に反対し、倒産時の労働債権確保のために斗い、停年制延長、廃止の闘いなどは今後一層重要な課題だろう。

八、その他の要求について

その他、たとえば総評は医療、年金など社会保障、減税、公害、住宅などの要求を行っている。資本家階級が搾取と収奪を強め、人民の生活をおびやかしている中においてこれらの要求を階級的立場から推進することは必要なことである。社共の指導する「国民的」要求、没階級的に主張される「生活要求」の立場を批判し、またこれらの課題の請負いをもって政党活動であるかのように言う主張に対決することはすべての労働者にとって必要なことである。

激動する情勢の下での「74春闘」とわが委員会の態度（中）

I、今「春闘」をめぐる情勢

三、戦闘化している日本労働者階級の闘争態勢（前号よりのつづき）

労働者階級の闘争の力量の増加の背景において、その全般的な戦闘化は、同盟路線の明らかな破産、IMF・JCのナショナルセンター化のとん座、右翼的労働戦線統一策動の分解、また昨七三年「春闘」の戦闘的高揚などにおいて示されている。そして、反戦青年委員会運動の停滞以来の戦闘的労働者の持続的運動を再度強固にもりあげていこうとする闘いが様々な形において強力に展開されてきている。

同盟の破綻は第一に、例えば海員組合が七二年の「九〇日争議」や昨年大会での「政党支持自由」「生産性本部からの脱退」を打ちだした原因は、海運資本の多国籍化による矛盾のしわせよへの反発や、労働強化がこれまでの労資協調路線では全く闘えないことが明らかになったことへの対応であったことに示される。日本帝国主義の矛盾の下で、資本の専制支配と搾取が一層強化されて行く事への労働者の自然発生的な要求と闘争が同盟指導部をもつき動かさずにはいない。第二に、同盟の路線として「きわだって」いた長期賃金計画が破産したわけであるが、これは単に「昨年度策定した長期賃金計画の計画数値をこの際廃棄し、新たな計画数値の策定をも当面行わないこととする」（同盟賃金白書）などということにとどまるものではなく、同盟の「賃金算定方式」なるものの全面的な破産となっているのであり、今春闘においては同盟指導部は全くこれまでの算定根拠を放棄した三万五千円賃上げなるものを掲げているのである。

もちろん、こうした労資協調主義者の動揺をそれだけで評価することはできない。同盟指導部―労働貴族層はその統制支配をゆるめているわけではなく、またブルジョア経済の発展が労働者の利益とする宣伝を捨てたわけでもない。これら右翼的指導部は、民間基幹産業を中心とする労働組合の指導権を掌握する策動を依然として続けており、産業別再編成などの進行による右翼的結集をねらっているのである。また、同盟の賃闘方針自体も、「加速的インフレの抑制を重大な課題とする日本経済の整合性を総合的に考慮」などと主張しているように、資本主義社会の中で労働者の賃金は資本に困難を与えないような「整合性」をもつべきものとして主張されているのである。

昨七三「春闘」における「ゼネスト」にあらわれた労働者階級の戦闘化は、最近の労働者階級の経済闘争、改良的政治闘争の傾向的なもりあがりを鋭く示すものであると同時に、土地投機・商品投機などとして最も明確にバクロされた独占資本の反労働者的、反人民的姿への反撃の火の手であり、また労働者自身が自ら闘い抜くという戦闘意欲の一定の高揚の表現でもあった。こうした戦闘意欲は、年末闘争などの中でも示され、他方「秋闘」のもりあげなど口にしながらもっぱら闘争抑制しかしなかった総評等の指導部への批判も渦巻いている。

「乗客暴動」として示された「乗客」の不満の爆発は、こうした労働者人民のおかれている状態に対する反発を表現すると同時に、闘争形態や宣伝活動のあり方をめぐって労働組合や革命政党に一つの課題をつきつけたものである。支配階級や右翼団体がこれらの「暴動の力」を反革命として、また反ストライキの勢力として結集しようとして必死の策動を行ったことは支配階級の反動的攻撃の深化をはっきりと表わしているのであり、労働者の結集した闘争への右翼の攻撃の重大化が今「春闘」を通じても一層警戒されなければならない。

労働者の経済闘争、改良的政治闘争の戦闘化は、多くの革命的部分を生み出しつつも、政治的にはまだ社共や、さらに民社、公明などを支持する部分も多く、また官僚統制によって改良主義政党支持の機関決定が押しつけられている所が圧倒的に多い。特に、総評は一定の戦闘性をも内に含みつつも動労の「目黒支持」問題で明らかにされたような社会党支持の押しつけにより、「春闘」を参院選挙なだれこみの手段にしようとしている社会党員を指導部にしているのである。また日共は、戦闘化する闘争は社会党に押しつけており参院選に没入するという点では一層純化した姿をとっている。このような状況の中で社共の影響力を断つと共に、わが委員会と労働組合との「早期の結合」を実現するよう闘わなければならないのである。

戦闘的に闘う労働者階級の潮流は、政治的な結集と団結の面では重大な問題を残しながらも、闘争の戦列を拡げているということができる。この潮流は、六六年の共産主義者同盟統一再建を契機とするいわゆる「左翼反対派」的活動が革命的労働者によっておこなわれた歴史をもち、またより広く、政治上は党派対立を含みながらもやがて反戦青年委員会運動として政治闘争を担う全国的戦闘潮流を形成した部分を母体としている。反戦を担った部分は六〇年代後半から「職場に反戦を」の運動を進めながら他方、政治闘争を理由とした解雇攻撃に対して断固として闘い支配階級と対決してきた。そして、支配階級の弾圧や一部の党派による「二重権力運動（ソヴェート運動）」や他方党派的囲い込みのまんえんの中で力を失った。しかし、中核となって闘う労働者は各種のフラクションや闘争委員会を強化しつつ戦闘的労働者を結集した運動を進め、また組合運動の階級的強化のために春闘してきたのである。現在、七・七連協などに結集している労働者サークルはそうした活動の一環を継承している。また「全労活」「都労活」として形成されている全国的、地区的結集体は、その指導的方向に多くの問題を含みつつも戦闘的労働者の一つの結集場所として経験交流の場所として機能してきている。

七四「春闘」はこのようにして「経済危機」というブルジョアジーの宣伝と実際の労働者の生活の困窮化の中において、労資協調主義的指導の破綻が明らかになる中において、そして労働者階級が戦闘意欲を全般的に高めている中で行われようとしているのであり、労資協調主義者の仮面を徹底的にひっぺがし、退散させ、労働者の具体的、実際的な要求を断固としてかちとることがいかなる意味でも不可欠となっているのである。

四、搾取と追加搾取収奪を強める資本家階級の策動の内実と背景

資本家階級は今「春闘」に対していまだに「経済危機」をとなえ又もや「所得政策」をちらつかせている。こうした主張は労働者に犠牲を強要するものでしかないが、彼らがまさにそうした反労働者的方向にいわば経済的矛盾につき動かされているという事実も我々は見過すことはできない。

世界資本主義の戦後の過程は、恐慌的経済危機の発現を軟化させ、過剰資本をかかえこみ、帝国主義各国政府の財政金融政策によって労働者階級、人民に矛盾をしよわせしながら帝国主義を「成長」させ、他方後進国への侵略・反革命によって後進国の経済をジグザグで低い展開におしとどめるものであった。

帝国主義の不均等発展と、アメリカによるドル撒布→ドル過剰とを背景とした国際通貨体制の破綻も各国におけるインフレ政策成長政策の各国の相乗的展開も七〇年代に入ると加速化して進行している。帝国主義国の支配階級の、国際収支バランスと、「完全雇用」と、インフレ抑制と「経済成長」とを同時にコントロールしていくものとされた政策体系は、破産した。金融ひきしめ政策による中小零細資本の切り捨てと所得政策による労働者階級の搾取の強化によって国際競争力を増し、市場争奪戦に勝ち抜こうとする資本の策動は強化された。合理化攻撃の強化と経済統制の急速な拡大、独占の強化がきわめて露骨な形をとってきている。

過剰資本をかかえる帝国主義は資本輸出を強め、アメリカ帝国主義を中心として「多国籍企業」を成長させ、帝国主義相互間の産業の「国際分業」を進行させるとともに後進国への経済侵略を強め労働者・人民からの搾取・収奪を強めている。

アメリカは七一年八月から「賃金、物価凍結」（ニクソン「新経済政策」）以来所得政策をとりつづけている。また、イギリスは六〇年代につづき七二年十一月から再度所得政策にふみ切りOECDの三カ国で何らかの「物価賃金直接規制」を行っていないのは日本と西ドイツだけともいわれる。西ドイツでは労働総同盟DGBの各組合は昨年などインフレ対策として賃上げを低く押えることにしたため、いわば直接統制の必要がなかったのである。もともとインフレの進行の中では名目賃金は上昇しても実質賃金は低く押えられ、生産性が上昇する中では搾取率は増大してゆくのである。それに対して、米・英の例に示されるように独占価格などを主要因として物価騰貴はおさえられず賃金抑制だけが強行される中で労働者の怒りが高まるのは当然のことである。各国独占資本はいずれも現在ひきつづいていっそうの高利潤をあげており、その理由としてあたかも資本家が「つまく立ちまわったからもうけが増した」かのように資本家は言っているが、まさに労働者、人民からの搾取と収奪が強化されたことを示している。

イギリスの労働者は、炭鉱・発電所・国鉄・機関士などの超勤拒否闘争を中心に闘っており、特に炭鉱労組はブルジョア政府の所得政策強制に対決してこれを突破すべく全面ストライキに突入した。これは七二年初頭の「七週間大スト」に続きより大きなストライキが予想されるというより以上に所得政策に全面対決し、運輸労働者の実践的協力をもかちとりまた従来の労資協調主義的指導を大衆的に粉砕しながら闘われているものとして大きな意義を持っている。

日本の資本家階級は、「労働力不足」、競争の激化などに対処しながら六五年不況、七〇年不況にひきつづく今回の「不況」での過剰資本整理からする産業構造の転換をひきつづき掲げると同時に、独占の強化、搾取の増大に突走り、インフレを最大限に利用している。さらに資源確保を主張して後進国への経済侵略のパイプを一層増強しようとしている。しかも経済進出の政治的・軍事的侵略への傾斜を強めざるをえないだろう。独占資本は「知識集約型」産業への転換をひきつづき主張し、アメリカ帝国主義などとの技術格差を国家財政によって解消させることをねらっている。また、「列島改造論」によってなおも運輸通信部門を強化し、産業立地整備を行い、「公害」をひろげることを進めている。さらに「石油危機」や、機構上においては労働代官層から、エネルギー供給政策の再検討を叫んでいる。こうした策動は、合理化、生産性向上運動を進め、労働者の闘争をブルジョア的専制の下に弾圧隷属させ、人民全体の生活環境を破壊し、帝国主義と後進国の垂直分業として経済侵略を進め、さらにイデオロギー上と社民の基盤をも養ってゆく策動とならざるを得ない。

資本は高利潤をあげ蓄積を進めればそれだけ不労所得者、労働貴族、暴力装置を養い同時に彼ら相互の競争を激化させることによって労働者人民の生活の困難と不安定を増大させるだけである。

II、労働組合運動の要求と取組の状況

日本の労働者階級は、「春闘」の下に、主要に賃金闘争を闘って来た中で「産業別勢揃い」によるベースアップ獲得を、主として高度成長による生産性上昇にもたれかかって達成し、他方では、合理化運動への条件闘争としてのとりくみと、労資協議のさまざまなレベルでの受け入れによる資本家との一定の協調をもって主流的運動の特徴としてきた。この中で、下部の戦闘性をある程度圧力として利用しようとする総評民同左派系指導部と、職制支配の秩序を守り、企業の「成長」のおこぼれをもらうことで我慢すれば良いとする同盟系指導部の一定の対立が存在していたわけである。

しかし、「春闘」がある意味では「定着」する中で、一方では、反合闘争の切り捨てへの批判を含みつつ、さまざまな労働者の労働条件や生活上の要求を掲げた闘争への展開が客観的要求となっており、特に「スト権要求」や「全国一律最賃制」「年金要求」などの改良的政治要求への結集の場としての機能も大きくなってきている。他方では、労働者階級の一部上層と、広汎な下層労働者、未組織労働者の格差の問題と、両者が資本によって対立させられる状況が問題として浮びあがってきている。これらの点をさらに検討する前に、労働者の状況のいくつかの問題をみてみよう。

日本資本主義の歴史上労働力供給の大きな源であった農村労働力の流入は六〇年代後半までに頭うちとなり、工場労働者の雇用への農村からの供給が及ぼす影響は小さなものになりつつある。そして、農村労働力の動員の形としては「出かせぎ」型の労働力や、農村に分散された中小工場へのパートタイマー形態などでの農村労働力の動員が主要な形をとりつつある。他方では労働者総数も増加が頭うちとなっており、（七二年の「就業者数」は前年比減少を記録した）労働力不足は全体的には進んでいる。しかし、六〇年代後半から顕在化した臨時工・社外工（下請工）制度の一般化、技能労働者の技術革新の下での「陳腐化」（資本にとって古びさくなること）による単純労働者化、高齢労働者問題の深刻化婦人労働者への差別的雇用条件などによって潜在的な構造的失業が定着しており、労働者の「生活の不安定」は進んでいるのである。そうして、現在の異常物価騰貴と、金融の強力ひきしめとは、これらの低賃金労働者や「社会福祉」に頼らざるをえない労働者・人民の生活を最も深刻に直撃しているのである。

また、ホワイトカラー労働者が増加する中で、それを利用した労働者分断が資本の手によって行われ、あるいは中間職制を多数配置し、労務管理を強化する中で、労働者へのタテに分断した企業内支配が強化されてきている。また、日帝の経済侵略に伴う、後進国労働者との格差と分断も徹底的に行われている。

こうした全戦線で大きな姿をなしている労働者分断と抑圧の片棒をかついでいるのが労資協調主義者であり、労働貴族層なのである。彼らはあるいは能力主義の形で、また下請などの蔑視の形で、さらには後進国に対する排外主義の形でこうした労働者分断を容認し、あるいはさらに自らの指導する「要求」の中で主張してゆくことになっているのである。「万国の労働者団結せよ！」という共産主義者のスローガンは幸る所で実践的に貫かれなければならないのである。

一、大幅賃上げ獲得について

賃金闘争は、「インフレ」の進行の中で大幅賃上げ獲得が可能なものとなっている。総評は全体として「三万円以上の大幅賃上げ」をかかげてきたが、二月はじめの臨時大会では、「大木事務局長は「三万五千円から四万円の要求は当然である」と述べて修正をうち出しており、また同盟は二万五千円要求であったが各組合では下部のつきあげから三万円などの要求へ増額がうち打されている。

賃金闘争における労資協調主義者の主張は「生産性にみあった賃上げ」や「分配率論」である。また、社・共などは「生活賃金」などをうち出し要求方式として「個別賃金要求」を一層推進しようとしている。しかし、労働者は、自分達の必要とする賃金を闘争の力でかちとるということが原則なのであり、あれこれの「妥当な賃金」をあみ出す思想には反対しなければならない。今春闘では「理論生計費」として八万円要求をうち出した組合もでてきているが、要求額を労働者の切実な生活物資の例示からひきだすことは正しいが、「正しい賃金要求額」があるかのようにするわけにはいかない。

わが委員会は、労働者大衆が実際の生活の要求に立脚して、闘いの力量を最大限にもりあげる中から最大限の賃上げを獲得し、同時にそのことを通じて資本家との対決の重要性を学びとり、戦闘的団結の強化に対する献身性を学びとり、賃金制度自体の廃絶の闘いの強化の条件をつくり出していくことが重要であると訴える。

二、合理化反対、時短獲得について

反合闘争、においてはこれまで代表的には二つの方向を生み出してきた。第一の方向は、首切り配転等いわゆる「労働者に犠牲を強要する合理化」には反対するが、合理化そのものには反対しないという傾向であり、総評―社会党の指導はおおむねそうなっており、また日共も「近代化には反対しない」態度をうち出している。第二の方向は解放派などのように合理化を工場における労働者支配・抑圧のテコととらえ、工場制度そのものの改編としての合理化に反対するという傾向である。しかし合理化は、資本の有機的構成の高度化による相対的剰余価値の生産を動機とした資本の「合理化運動」としてうみ出されたのであって、当初から労働運動に対決しつつ、労働者を資本の労働指揮の下に専制的に働かせうる条件を作ることを重要な一環としていた。労働者にとっては、こうした資本の賃金労働者＝賃金奴隷に対する現実の支配のあり方として「合理化」をとらえ、一切の労働者にとっての不利益に対決して闘うことが重要なのである。わが委員会は反合闘争における主要な闘争阻害者が、生産性向上を一般に承認し、資本に協力したり、また賃上げや時短等とのとりひき条件とする傾向であることを訴える。さらに、現在総評は、時短について、週休二日、週四〇時間を全労働者に、組織労働者は週三五時間をかちとるよう呼びかけているが、未組織労働者への保障を考慮し、賃金低下を絶対許さない立場で時短をかちとってゆくことは必要だろう。

三、スト権、団体交渉権の獲得について

公務員・公共企業体労働者のストライキ権獲得の（一部は団結権団体交渉権の獲得も課題となりうる）闘いは、七三「春闘」において、指導部の妥協の形で終息しており、いわゆる第三者機関依存の公制審に依拠する路線自身も九月公制審でのスト権についての分断を含む反動的な答申に結果している。総評の方針もこの答申実施要求以上のものではない。そしてまた太田薗などの"スト権闘争はスポイルし、「インフレ反対国民春闘」で収束させよう"とする策動も総評指導部の一部にあらわれている。こうした事実上の労資協調にもとずく妥協を許さずスト権獲得を重要な課題とすることが日本労働者階級全体にとっても、公務員―公企体労働者にとっても重要な課題である。特に公務員＝公僕として超階級的な国家があるかのようなブルジョアイデオロギーを粉砕して闘うことは重要な意義をもっている。

また、スト権、団体交渉権（団結権獲得とはちがうが未組織労働者の組織化、実際上の闘争の行使の条件をかちとってゆくことは今日きわめて重要な課題である。政治思想による雇用拒否を認めた「高野判決」や「争議行為」の範囲をきびしく制限した昨年の諸判決などにも抗しながら、労働者の実際の経済闘争、政治闘争上の諸権利を強化、拡大するための闘いをわが委員会は推進する。

四、「賃制要」について

最低賃金法は、実際上闘争能力を発揮できないか、困難な労働者の賃金をブルジョア法によって

〈三面へつづく〉